

各サービス別に、平成30年度の実地指導、指定申請等において、文書又は口頭指導等を行った内容について具体的に例示します。

今後の事業所等の運営において、参考としてください。

1 人員基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	訪問介護	訪問介護員等の員数	訪問介護員等の員数が、常勤換算方法で2.5人を下回っていた事例が認められた。 利用者の有無に関わらず、人員基準を満たしておくこと。また、今後、人員配置が2.5を下回る可能性がある場合には、本市へ事前に連絡の上、休止すること。
2	訪問介護	訪問介護員等の員数	常勤の訪問介護員のうち、利用者の数が40又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならないとされているが、利用者の数が40人を超えているにも関わらずサービス提供責任者を1人としている事例が認められた。
3	訪問介護	訪問介護員等の員数	訪問介護員が併設のサービス付き高齢者向け住宅の職員と兼務しているにも関わらず、勤務時間を区分していない事例が認められた。 訪問介護事業所の職員としての勤務時間とサービス付き高齢者向け住宅の職員としての勤務時間を明確に区分すること。
4	(地域密着型)通所介護	従業員の員数	指定(地域密着型)通所介護の提供日ごとに、当該指定(地域密着型)通所介護を提供している時間帯を通じて、専ら当該指定(地域密着型)通所介護の提供に当たる生活相談員を確保していない事例が認められた。
5	(地域密着型)通所介護	従業員の員数	指定(地域密着型)通所介護の単位ごとに、専ら当該指定(地域密着型)通所介護の提供に当たる看護職員を1以上確保しなければならないにも関わらず、確保されていない事例が認められた。
6	(地域密着型)通所介護	従業員の員数	指定(地域密着型)通所介護の単位ごとに、当該指定(地域密着型)通所介護を提供している時間帯を通じて、介護職員を確保していない事例が認められた。
7	小規模多機能型居宅介護	従業者の員数	常勤換算方法で、通いサービスの提供に当たる者がその利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上及び訪問サービスの提供に当たる者が1以上確保されていない事例が認められた。
8	認知症対応型共同生活介護	従業員の員数	共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者を、常勤換算法で、当該共同生活住居の利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上としていない事例が認められた。
9	居宅介護支援事業所	従業者の員数	常勤の介護支援専門員の配置は利用者の数35人に対して1人を基準とするものであるが、35人を超える介護支援専門員がいることから、基準を満たすよう人員を配置すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
10	居宅介護支援事業所	従業者の員数	利用者が40人を超え、複数月において居宅介護支援費(Ⅱ)を算定している事例が認められた。介護支援専門員の員数の基準は、利用者の数が35又はその端数を増すごとに1とすること。

2 設備基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	通所介護	設備	機能訓練室として申請したスペースにベッドを置き、静養室として使用している事例が認められた。申請した用途以外に用いることはできないため、用途を変更する場合は変更届を提出すること。
2	特定施設入居者生活介護	設備	申請時に談話室としていたスペースを、機能訓練室として使用している事例が認められた。申請した用途以外に用いることはできないため、用途を変更する場合は変更届を提出すること。
3	福祉用具貸与	設備及び備品等	福祉用具の保管のために必要な設備について、申請した場所とは別の場所を使用している事例が認められた。用途を変更する場合は変更届を提出すること。 また、既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能である設備とすること。

3 運営基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	共通	内容及び手続の説明及び同意	契約書及び重要事項説明書の同意日の日付がない事例が認められた。利用申込者の同意を得る際、必ず日付を記入すること。
2	共通	居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅介護支援事業所から居宅サービス計画を入手していない事例が認められた。居宅介護支援事業所から居宅サービス計画の交付を受け、当該計画に沿った個別サービスを提供すること。
3	共通	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録に記録ミスや漏れがあった。請求の根拠となるため、記録ミスや漏れのないよう、正しい記録を残すこと。
4	共通	サービスの提供の記録	いわゆる消えるボールペンによりサービスの提供の記録が作成されている事例が認められた。記録の作成に当たっては、ボールペン等を使用し、修正の場合は二重線による見え消しの修正とすること。
5	共通	個別サービス計画の作成	居宅サービス計画と同一の目標が設定されている事例が認められた。「居宅サービス計画で位置付けられた目標達成のため、サービス事業所で行えることは何か。」という視点を意識して、計画を作成すること。
6	共通	個別サービス計画の作成	居宅サービス計画が変更されているにも関わらず、個別サービス計画を変更していない事例が認められた。必要に応じて個別サービス計画を見直すこと。

番号	サービス	項目	指摘内容
7	共通	個別サービス計画の作成	長期にわたり、目標が見直されていない事例が認められた。 達成が不可能な目標については見直しを行うなど、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況を踏まえて、個別具体的な目標を定めること。
8	共通	個別サービス計画の作成	個別サービス計画への利用者の同意の日付がない事例が認められた。 サービスの提供開始前に計画を作成し、利用者の同意を得ること。
9	共通	勤務体制の確保等	管理者及び従業者に対する研修を実施していない事例が認められた。 管理者及び従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保し、内容を記録として残すこと。
10	共通	掲示	事業所において、必要な掲示が行われていない事例が認められた。 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。
11	共通	秘密保持等	他の利用者の個人情報に記載された紙を裏紙として使用している事例が認められた。 利用者等から情報開示を求められることもあり、個人情報の取扱上望ましくないため、使用しないこと。
12	共通	苦情処理	寄せられた苦情の内容等を記録していない事例が認められた。 受け付けた苦情の内容は記録すること。
13	共通	苦情処理	苦情に対する措置の概要について、事業所に掲示すること。
14	共通	事故発生時の対応	サービス提供中の事故により利用者が医療機関を受診したにも関わらず、本市へ報告されていない事例が認められた。 事故等が発生した場合は、所定の様式により速やかに本市へ報告すること。
15	共通	記録の整備	個別サービス計画やサービスの提供の記録が誤って廃棄されている事例が認められた。 サービスの提供に関する記録については、その完結の日から5年間保存すること。
16	共通	非常災害対策	運営規定等には定期的な非常訓練を実施することが明記されているにも関わらず、非常訓練を行っていない事例が認められた。 非常訓練を定期的に行い、その記録を残すこと。
17	訪問介護	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービスを提供している事例が認められた。 変更となった理由等を具体的に記載すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
18	訪問介護	サービスの提供の記録	計画に位置付けたサービスとは異なるサービスを提供している事例が認められた。 変更となった理由等を具体的に記載すること。
19	訪問介護	訪問介護計画の作成	訪問介護計画が作成されていない事例が認められた。居宅サービス計画が作成されていない場合でも、サービスの提供開始前に訪問介護計画を作成し、利用者の同意を得ること。
20	訪問介護	訪問介護計画の作成	サービスの提供内容が変更になったにも関わらず、訪問介護計画が変更されていない事例が認められた。サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、当該訪問介護計画の変更を行うこと。
21	訪問介護	訪問介護計画の作成	要介護度が変わるなど、状態が変化した場合であっても、訪問介護計画が見直されることなく、当初の計画のままサービスが提供されている事例が認められた。サービス提供責任者は、訪問介護計画の作成後、当該訪問介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該訪問介護計画の変更を行うこと。
22	訪問看護	主治の医師との関係	訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師による指示書で受けなければならないにも関わらず、指示書無く訪問看護を実施している事例が認められた。
23	(地域密着型)通所介護	サービスの提供の記録	サービスの提供の記録について、(地域密着型)通所介護計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービス提供を行った場合は、変更の理由を必ず記載すること。
24	(地域密着型)通所介護	(地域密着型)通所介護計画の作成	(地域密着型)通所介護計画に位置付けたサービス提供時間と異なる時間でサービス提供を行っており、その時間が常態化している場合は、当該提供時間も計画に位置付ける等、計画の見直しを行うこと。
25	(地域密着型)通所介護	指定(地域密着型)通所介護の具体的取扱方針	(地域密着型)通所介護は、事業所内でのサービス提供を原則とし、外出サービスは、(地域密着型)通所介護計画への位置付けがされていること及び効果的な機能訓練等のサービス提供となっている場合においてのみ認められる。具体的な計画を行った上で実施し、効果がない場合は、計画の見直しを行うこと。
26	地域密着型通所介護	地域との連携等	おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けていない事例が認められた。 利用者、利用者の家族等により構成される「運営推進会議」を設置し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。
27	短期入所生活介護	短期入所生活介護計画の作成	短期入所生活介護計画を作成していない事例が認められた。4日以上連続して利用することが予定される利用者について、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの利用者が利用するサービスの継続性に配慮して、従業者と協議の上、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成すること。

番号	サービス	項目	指摘内容
28	特定施設入居者生活介護	利用料の受領	使い捨て手袋の料金を利用者から徴収している事例が認められた。利用者の処遇上必要であるものは、事業者の負担とすること。
29	特定施設入居者生活介護	指定特定施設入居者生活介護の取扱方針	身体的拘束等を行う場合に、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していない事例が認められた。
30	特定施設入居者生活介護	虐待の防止	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合ではないにも関わらず、身体的拘束等を行うという身体的虐待を行っている事例が認められた。
31	特定施設入居者生活介護	介護	自ら入浴が困難な利用者について、1週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、または清しきしなければならないにも関わらず、行っていない事例が認められた。入浴させ、または清しきすること。
32	福祉用具貸与	指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。
33	福祉用具貸与	指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	四点柵等身体拘束につながる福祉用具は、介護支援専門員とその必要性について慎重に協議し、必要に応じて随時その必要性を検討すること。
34	福祉用具貸与	福祉用具貸与計画の作成	福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。
35	福祉用具貸与	衛生管理等	福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合、当該事業者の業務の実施について定期的に確認し、その結果等を記録すること。
36	福祉用具貸与	記録の整備	「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について」の添付が確認できない事例があった。軽度者への福祉用具貸与の根拠となるので、入手し、保管すること。
37	小規模多機能型居宅介護	居宅サービス計画の作成	居宅サービス計画の作成に当たり、介護支援専門員が指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って行っていない事例が認められた。
38	小規模多機能型居宅介護	地域との連携等	おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けていない事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
39	小規模多機能型 居宅介護	地域との連携等	1年に1回以上、サービスの改善及び質の向上を目的として、自ら提供するサービスについて評価・点検(自己評価)を行うとともに、当該自己評価結果について、運営推進会議において第三者の観点からサービスの評価(外部評価)を行っていない事例が認められた。
40	小規模多機能型 居宅介護	地域との連携等	毎日宿泊を必要とする利用者について、運営推進会議において報告されていない事例が認められた。 利用者の「抱え込み」を防止するため、運営推進会議では、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けること。
41	認知症対応型共 同生活介護	入退居	入居申込者の入居に際しては、入居する前に主治の医師の診断書等により当該入居申込者が認知症である者であることを確認し、適切な方法によりその写し等を保存すること。
42	認知症対応型共 同生活介護	指定認知症対 応型共同生活 介護の取扱方 針	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図らなければならないにも関わらず、実施していない事例が認められた。
43	認知症対応型共 同生活介護	指定認知症対 応型共同生活 介護の取扱方 針	指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、少なくとも年に1回は自己評価及び外部の者による評価を受けてその結果を公表しなければならないにもかかわらず、2年間外部評価を受けていない事例が認められた。
44	認知症対応型共 同生活介護	サービス提供の 記録	入居者の被保険者証の介護保険施設等の記載欄に、入居の年月日及び入居している共同生活住居の名称を記載すること。
45	認知症対応型共 同生活介護	認知症対応型 共同生活介護 計画の作成	長期目標と短期目標についてほぼ同期間でプランが作成されている事例が認められた。また、多くの利用者について、ほぼ同様のプランが作成されている事例が認められた。個々の利用者について、その人の性格や、心身の状態、希望及びその置かれている環境を踏まえてプランを作成すること。
46	認知症対応型共 同生活介護	社会生活上の 便宜の提供等	事業者が金銭の管理等を利用者に代わって行う場合は、その管理等を適切に行うために必要な事項に関する規程を定め、その規程に基づき適切に金銭管理を行う必要があるにも関わらず、適切な管理が行われていない事例が認められた。
47	介護老人福祉施 設	施設サービス計 画の作成	目標について、施設が提供したいサービスの観点で記載されているものがあった。利用者自身の生活全般の解決すべき課題に対する目標などとする。
48	ユニット型介護老 人福祉施設	勤務体制の確 保等	ユニットごとの常勤のユニットリーダーについては、当面は、ユニットリーダー研修を受講した職員を各施設に2名以上配置しなければならないにも関わらず、1名のみ配置の配置となっている事例が認められた。
49	居宅介護支援	内容及び手続の 説明および同意	指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用者に対して、利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること、並びに利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができることについて文書を交付して説明を行っていない事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
50	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(アセスメントの実施) 新たに居宅サービス計画を作成するに当たり、アセスメントを実施していない事例が認められた。
51	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(サービス担当者会議等による専門的意見の聴取) 居宅サービス計画を変更した月内に、サービス担当者会議を開催していない事例が認められた。 また、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにも関わらず、意見照会を行っていない事例が認められた。
52	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(居宅サービス計画の説明、同意、交付) 居宅サービス計画のサービス利用票について、文書により利用者の同意を得ていない事例が認められた。
53	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(個別サービス計画の提出の依頼) 個別サービス計画を入手していない事例が認められた。 サービス事業所へ依頼し、提出を求めること。
54	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) モニタリングは、当該月におけるサービス実施状況の把握と評価であることを踏まえ、当該月のサービス実施状況等を確認できる適切な時期に行うこと。
55	居宅介護支援	指定居宅介護支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) 少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し、モニタリングの結果を記録していない事例が認められた。
56	介護予防支援	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	区分変更を行った月の末日までに、介護予防サービス計画を作成し、利用者からの同意を得ていない事例が認められた。認定が遅れている場合でも、暫定の計画を作成し同意を得ること。
57	介護予防支援	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	(介護予防サービス計画の実施状況等の評価) 介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了しているにも関わらず、目標の達成状況について評価を行っていない事例が認められた。適切な時期に評価を行い、当該評価の内容を記録に残すこと。
58	介護予防支援	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) 3月に1回、利用者の居宅を訪問し面接していない事例が認められた。
59	介護予防支援	指定介護予防支援の具体的な取扱方針	(モニタリングの実施) 少なくとも月に1回、モニタリングの結果が記録されていない事例が認められた。

4 報酬基準

番号	サービス	項目	指摘内容
1	訪問介護	訪問介護費	サービスの提供の実績が書類上で確認できないにも関わらず、訪問介護費を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
2	訪問介護	訪問介護費	記録上のサービス提供内容と実際に請求した訪問介護費の区分に相違がある事例が認められた。
3	訪問介護	訪問介護費	前回提供した訪問介護からおおむね2時間未満の間隔で訪問介護を行っているにもかかわらず、それぞれの所要時間を合算していない事例が認められた。
4	訪問介護	訪問介護費	救急車の到着以後など、指定訪問介護に該当しないサービス提供に要した時間について、訪問介護費を算定している事例が認められた。
5	訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等	利用者又はその家族等の同意を得ていないなど、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該単位数を算定している事例が認められた。
6	訪問介護	2人の訪問介護員等による訪問介護の取扱い等	2人の訪問介護員等が一部異なった時間帯でサービスの提供を行っているにもかかわらず、所定単位数の100分の200に相当する単位数の算定を行っている事例が認められた。
7	訪問介護	特定事業所加算	訪問介護員等の研修について、訪問介護員等ごとに研修計画を作成しているが、研修の目標や内容が複数の訪問介護員等について同一である事例が認められた。訪問介護員等ごとに個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定すること。
8	訪問介護	特定事業所加算	指定訪問介護の提供に当たり、サービス提供責任者が訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項の伝達を行ったことについて、明確に記録に残すこと。
9	訪問介護	同一建物減算	指定訪問介護事業所と同一建物に居住する利用者に対し、指定訪問介護を行っていたにもかかわらず、減算していない事例が認められた。
10	訪問介護	緊急時訪問介護加算	緊急時訪問介護加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った際に、要請のあった時間、要請の内容、当該訪問介護の提供時刻及び緊急時訪問介護加算の算定対象である旨等が記録されていない事例が認められた。
11	訪問介護	緊急時訪問介護加算	当該加算の対象となる指定訪問介護の提供を行った際に、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員と連携を図った旨が記録されていない事例が認められた。
12	訪問介護	緊急時訪問介護加算	利用者又はその家族等からの要請でないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
13	訪問介護	初回加算	初回若しくは初回の指定訪問介護を行った月に、新規に訪問介護計画を作成していない事例が認められた。
14	訪問介護	初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回若しくは初回の訪問介護を行った日の属する月に、サービス提供責任者が指定訪問介護を行った記録又は同行した記録がないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
15	訪問看護	訪問看護費	サービスの提供の実績が書類上で確認できないにもかかわらず、訪問看護費を算定している事例が認められた。
16	訪問看護	訪問看護費	主治の医師の判断に基づいて交付された指示書がないにもかかわらず、訪問介護費を算定している事例が認められた。
17	訪問看護	訪問看護費	記録上のサービス提供内容と実際に請求した訪問看護費の区分に相違がある事例が認められた。
18	訪問看護	早朝・夜間、深夜の訪問看護の取扱い	緊急時訪問看護加算に係る緊急時訪問を行った場合に、早朝・夜間、深夜の訪問看護に係る加算を算定している事例が認められた。
19	訪問看護	複数名訪問加算	同時に複数の看護師等により訪問看護を行うことについて、利用者又は家族等の同意を得ていない事例が認められた。
20	訪問看護	緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得ていないなど、算定要件を満たしていないにもかかわらず、当該単位数を算定している事例が認められた。
21	訪問看護	ターミナルケア加算	ターミナルケアに係る計画及び支援体制について、利用者及びその家族に対して同意を得ていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
22	訪問看護	ターミナルケア加算	ターミナルケアに係る同意を得た後、死亡日及び死亡日前14日以内に、1日しかターミナルケアを実施していないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
23	訪問看護	退院時共同指導加算	利用者の退院時まで、在宅での療養上必要な指導を行っているもののその指導内容を文書により提供していない場合に、当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
24	訪問看護	初回加算	新規に訪問看護計画を作成していない(同意を得ていない)利用者に対して、当該加算を算定している事例が認められた。
25	訪問看護	退院時共同指導加算	利用者の退院までに、在宅での療養上必要な指導の内容を文書により提供していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
26	(地域密着型)通所介護	通所介護費	サービスを提供した記録がないにも関わらず、通所介護費を算定している事例が認められた。
27	(地域密着型)通所介護	通所介護費	実際に提供したサービス時間よりも長い時間区分で通所介護費を算定している事例が認められた。
28	(地域密着型)通所介護	人員基準欠如減算	当該事業所の看護職員の配置数が、人員基準上満たすべき員数を下回っており、人員基準欠如減算が必要な事例が認められた。
29	(地域密着型)通所介護	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合の取扱い	2時間以上3時間未満の単位数を算定できる利用者は、長時間のサービス利用が困難である者等に限定されるので、2時間以上3時間未満のサービス提供を計画に位置付ける際にはその理由を明確にしておくこと。
30	(地域密着型)通所介護	入浴介助加算	サービスを提供していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
31	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練に関する記録(実施時間、訓練内容、担当者等)がないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
32	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画の同意が得られる前に、当該加算を算定している事例が認められた。
33	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、個別機能訓練計画を作成し、その後3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況を確認した上で、訓練内容の見直し等を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
34	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算	同一日に個別機能訓練加算(Ⅰ)に係る常勤専従の機能訓練指導員が、個別機能訓練加算(Ⅱ)に係る機能訓練指導員として従事することはできないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
35	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算(Ⅰ)	当該加算の算定に当たり、指定(地域密着型)通所介護を行う時間帯を通じて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置しなければならないにも関わらず、配置されていない事例が認められた。
36	(地域密着型)通所介護	個別機能訓練加算(Ⅱ)	専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等から直接訓練の提供を受けていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
37	(地域密着型)通所介護	運動器機能向上加算	利用者の短期目標に応じて、おおむね1月間ごとに、利用者の当該短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
38	(地域密着型)通所介護	口腔機能向上加算	作成した口腔機能改善管理指導計画について、利用者又はその家族の同意を得ていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
39	(地域密着型)通所介護	送迎未実施減算	送迎を実施していないにも関わらず、当該減算を行っていない事例が認められた。
40	短期入所生活介護	緊急短期入所受入加算	緊急利用者を受け入れた際に、緊急利用した者に関する理由、期間、緊急受入れ後の対応などの事項を記録していない事例が認められた。
41	短期入所生活介護	送迎加算	送迎を実施していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
42	特定施設入居者生活介護	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等を行う場合に、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録を行っていないなど、身体拘束廃止未実施減算が必要となる事例が認められた。
43	特定施設入居者生活介護	個別機能訓練加算	個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3月ごとに1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明し、記録しなければならないにも関わらず、行っていない事例が認められた。
44	特定施設入居者生活介護	夜間看護体制加算	利用者又はその家族等に対して、重度化した場合の対応に係る指針の内容の説明及び同意を得ていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
45	特定施設入居者生活介護	医療機関連携加算	利用者ごとに健康状態を記録し、同意を得て医療機関又は主治医に月1回以上情報提供を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
46	特定施設入居者生活介護	医療機関連携加算	協力機関等の情報提供に係る協力医療機関又は主治医の署名あるいはそれに代わる方法による確認がないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
47	特定施設入居者生活介護	栄養スクリーニング加算	利用開始時に利用者の栄養状態を確認していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
48	特定施設入居者生活介護	看取り介護加算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断していないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
49	認知症対応型通所介護	認知症対応型通所介護費	記録上のサービス提供内容と実際に請求した認知症対応型通所介護費の区分に相違がある事例が認められた。
50	小規模多機能型居宅介護	総合マネジメント加算	日常的に地域住民等との交流を図り地域の行事や活動等に積極的に参加し、その記録を残すこと。
51	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護費	入院中又は外泊中の期間のため、サービスを提供していないにも関わらず、認知症対応型共同生活介護費を算定している事例が認められた。
52	認知症対応型共同生活介護	身体拘束廃止未実施減算	身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従事者その他の従業者に周知徹底を図らなければならないにも関わらず、これを実施していないなど、身体拘束廃止未実施減算が必要となる事例が認められた。
53	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	当該加算は、死亡月にまとめて請求することから、入居していない月についても自己負担を請求されることがあるため、重要事項説明書又は指針の中に、請求について記載し、入居の際に同意を得ておくこと。
54	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者であることが確認できない事例が認められた。
55	認知症対応型共同生活介護	看取り介護加算	医師、看護職員、介護支援専門員その他の職種の者が共同で作成した利用者の介護に係る計画について、当該計画を作成していない又は利用者若しくは利用者の家族が同意したことが確認できないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
56	認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算	入居の際に、利用者又はその家族等に対して、重度化した場合の対応に係る指針の内容の説明及び同意を得ていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
57	認知症対応型共同生活介護	認知症専門ケア加算	日常生活自立度のランクが要件を満たしていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
58	認知症対応型共同生活介護	認知症専門ケア加算	認知症専門ケア加算に係る確認書等で対象者の占める割合が1/2以上であることを確認し記録を残しておくこと。
59	認知症対応型共同生活介護	口腔衛生管理体制加算	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者の口腔ケア・マネジメントにかかる計画が作成されていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
60	介護老人福祉施設	個別機能訓練加算	個別機能訓練計画の同意が得られる前に、当該加算を算定している事例が認められた。
61	介護老人福祉施設	栄養マネジメント加算	栄養ケア計画を作成して、入所者又はその家族に説明し、同意を得る前に栄養マネジメント加算を算定している事例が認められた。
62	介護老人福祉施設	療養食加算	療養食が提供されていないにもかかわらず、当該加算を算定している事例が認められた。
63	居宅介護支援	運営基準減算	居宅介護支援費の算定について、 ①指定居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用者に対して、 ・利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること ・利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること について文書を交付して説明を行っていない ②新たに居宅サービス計画を作成するに当たり、アセスメントを実施していない ③サービス担当者会議を開催するに当たり、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者が欠席したにもかかわらず、意見照会を行っていない ④居宅サービス計画のサービス利用票(第6表及び第7表)について、文書により利用者の同意を得ていない ⑤少なくとも月に1回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接していない など、運営基準減算が必要な事例が認められた。
64	居宅介護支援	初回加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している事例が認められた。
65	居宅介護支援	特定事業所加算	運営基準減算が適用される月に当該加算を算定している事例が認められた。

番号	サービス	項目	指摘内容
66	居宅介護支援	特定事業所加算	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議について、厚生労働大臣の定める基準の具体的運用方針の(3)関係の議題(1)から(7)の議事を含めること。
67	居宅介護支援	特定事業所加算	資質向上のための研修について、目標が一律なものとなっている事例が認められた。目標は、個別具体的なものとする。
68	居宅介護支援	入院時情報連携加算	利用者が入院してから7日を超えて情報を提供しているにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
69	居宅介護支援	入院時情報連携加算	情報提供を行った日時、場所、内容、提供手段等について居宅サービス計画等に明確に記録しておくこと。
70	居宅介護支援	退院・退所加算 (Ⅰ)イ、(Ⅱ)イ、Ⅲ	病院等の職員からの情報収集の方法が、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすカンファレンスでないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
71	居宅介護支援	小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	小規模多機能型居宅介護事業所に出向き、利用者の居宅サービスの利用状況等の情報提供を行っていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。
72	居宅介護支援	ターミナルケアマネジメント加算	利用者又はその家族の同意を得ていないにも関わらず、当該加算を算定している事例が認められた。